

高知大学医学部附属病院長選考等規則

〔平成 29 年 10 月 12 日〕
規 則 第 22 号

最終改正 令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号

高知大学医学部附属病院長選考等規則（平成 21 年規則第 26 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 39 条第 2 項の規定に基づき、高知大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の選考等に関し必要な事項を定める。

（選考）

第 2 条 病院長の選考は、学長が行う。

2 学長は、前項に規定する選考にあたり、高知大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置し、当該会議に複数名の候補者の推薦を求める。

3 選考会議の運営等に関し、必要な事項は、別に定める。

4 学長は、第 2 項の規定により推薦された候補者について面接を行い、その結果を考慮して病院長を指名し任命する。

5 選考会議は、第 2 項の候補者の推薦を行うに当たっては、候補者の略歴等選考に必要な書類及び選考過程を添付するものとする。

6 学長は、病院長を指名したときは、別紙様式により、速やかに公示するものとする。

（選考の時期）

第 3 条 病院長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長から辞任の申出があり、学長がこれを認めたとき。
- (3) 病院長が解任されたとき。
- (4) 病院長が欠員となったとき。

2 病院長の選考は、前項第 1 号に該当する場合には任期が満了する日の 30 日前までに、同項第 2 号から第 4 号までに該当する場合には速やかに行う。

（病院長の資格者）

第 4 条 病院長の資格者は、学識が優れ、教育研究、診療及び病院経営に関する識見を有する者で次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 医学部専任担当の教授又は教授予定者（国立大学法人高知大学職員就業規則の適用

を受ける教授若しくは教授予定者又は国立大学法人高知大学特任職員就業規則の適用を受ける特任教授若しくは特任教授予定者に限る。)であって、2年の任期を務めることが可能な者

- (2) 医師免許を有する者
- (3) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有する者
- (4) 病院の管理運営に必要な資質・能力を有する者

2 学長は、病院長の選考にあたり、前項に掲げる要件の具体的な内容について、選考会議に案を策定させた上で、役員会の議を経て、病院長選考基準として定め、公表するものとする。

(任期)

第5条 病院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

2 第3条第1項第2号から第4号までの場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とし、前項ただし書の期間には加えないものとする。

(解任)

第6条 学長は、病院長が次のいずれかに該当するとき、その他病院長たるに適しないと認めるときは、役員会の承認を得て病院長を解任することができる。この場合において学長は、医学部教授会に解任の理由を説明するものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

2 医学部教授会構成員の3分の2以上の署名をもって病院長解任の請求があったときは、学長は、病院長の解任について役員会に諮るものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、病院長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成29年10月12日規則第22号)

- 1 この規則は、平成29年10月12日から施行する。
- 2 高知大学医学部附属病院長候補者選考規則(平成26年規則第87号)及び高知大学医学部附属病院長候補者選考規則施行細則(平成26年規則第88号)は、廃止する。

附 則 (平成31年4月26日規則第15号)

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別紙様式（第2条第6項関係）

公 示

高知大学医学部附属病院長選考等規則に基づき、次期医学部附属病院長を決定したので、同規則第2条第6項の規定により下記のとおり公示する。

記

1 次期医学部附属病院長氏名

2 任期

年 月 日から 年 月 日まで（ 年）

3 選考した理由及び選考の過程

年 月 日

国立大学法人高知大学長